

一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、ガソリン及び軽油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 8 年 2 月 20 日

山形県村山総合支庁長 岡崎 正彦

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁 203 会議室（2 階）
- (2) 日時 令和 8 年 3 月 23 日（月） 午前 10 時 45 分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量
イ ガソリン 90,000 リットル
ロ 軽油 10,400 リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等
仕様書による
- (3) 契約期間及び納入方法
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所
仕様書による
- (5) 入札方法
イ ガソリン

1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 桁までとする。

ロ 軽油

1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から 1 リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から 1 リットル当たりの軽油引取税額を差し引いた金額の 110 分の 100 に相当する金額に 1 リットル当たりの軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (8) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (9) 山形県村山総合支庁本庁舎（山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号）から半径 2 キロメートル以内に給油所（当該給油所の従業員が給油作業及び伝票作成を行うものに限る。）を有すること。
- (10) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 山形県村山総合支庁総務企画部総務課総務係
電話番号 023(621)8355
- (2) 入札説明書の交付場所等
(1) で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に 2 の(1)の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 3 時までに山形県村山総合支庁総務企画部総務課総務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。